

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「結果」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
22	<p>第3 一般的結果及び意見</p> <p>【1】公の施設全般／他都市との比較から</p> <p>1. 使用料及び利用料金の統一的な基準を作成すべき</p> <p>市では、使用料及び利用料金の統一的な基準が設定されておらず、各所管課の独自の判断により、使用料等が設定されている。使用料等の設定の方法としては、周辺の類似施設の使用料等を参考にして決定する方法と、各施設ごとの維持管理等に要したコストを積み上げた結果から決定する方法及びその両方を考慮して決定する場合がある。</p> <p>この点、各所管課へヒアリングしたところ、なら100年会館などの一部の施設を除き、現状の使用料等は、周辺の類似施設の使用料を参考にしているところが多く、コストを積み上げた結果を踏まえた使用料の設定は行われていなかった。</p> <p>様々な施設があるため、一概に受益者負担率の多寡を論じることは困難であるが、第【3】3. 図表【監査対象施設の受益者負担率】のとおり、同じコミュニティスポーツ施設でも受益者負担率は7.7%（【6】石打コミュニティスポーツ広場）から46.7%（【6】ならやまコミュニティスポーツ会館）、自転車駐車場でも40.9%（【23】高の原第一自転車駐車場）から166.7%（【23】高の原第三自転車駐車場）とバラつきがあることが見てとれる。</p> <p>他方、下表の【各施設ごとの使用料等の見直しの状況】のとおり、直近10年の間に使用料等を改定した施設は、「【1】（1）鴻ノ池陸上競技場」（平成21年度に実施）、「【28】ロマンビア月ヶ瀬」（平成27年度に実施）のみであり、ほとんどの施設で使用料等の改定が行われていない。当時は適切な料金が設定されていたとしても、開設から年数が経過すると、物価変動や施設利用者数の増減、利用者層の変化、施設の老朽等による維持管理費及び修繕費の増加、指定管理者制度を新たに導入することによる管理運営に要するコストの変化などが生じている可能性がある。また、消費増税に対応した、使用料等に改定しなければ、実質的な収入は減少する。</p> <p>使用料、利用料金の設定の透明性を高め、市民の納得感を得るためにも、公の施設のコストと受益者負担の考え方及びその見直しに関する統一的な基準を作り、使用料及び利用料金を設定すべきである。</p> <p>なお、コストを積み上げた結果、周辺の類似施設よりも大幅に高い使用料等となる場合、自治体は当該施設におけるさらなるコスト削減に努める必要があり、場合によっては、コストがかかり過ぎているとの判断により、施設の廃止を検討していくことも考えられる。</p>	財政課	措置しない (対応不可 能)	<p>使用料の基準については、基準の策定状況や、施設の取得費・建設費をどのように施設使用料の算出基礎に含めているかどうか等の他市調査、奈良市の各施設のコスト削減に向けた取組状況等についての庁内調査、モニタリング手法の見直し等、使用料の基準作成に向けて様々な取組を実施しました。例えば、平成29年11月の他市調査においては、58市中28市が使用料の基準を策定していることが分かったほか、策定済の28市のうち、半数近くの自治体が施設の建設費や備品の取得費等を使用料の算定基礎に含めていることが分かりました。</p> <p>このように他市状況等を把握し、奈良市の基準策定に向けて検討を行ってきましたが、昨今の物価上昇の影響によって、光熱水費や生活必需品等の価格が高騰しており、市民の生活は圧迫されている状況です。使用料の統一的な基準を作成することは、基準よりも使用料が低額の施設の増額改定につながり、さらなる市民への負担増となる懸念から、使用料基準の策定については、当面の間、措置できる状況にないと判断しました。</p>	令和5年4月1日現在
78	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【6】コミュニティスポーツ施設</p> <p>(1) 指定管理者からの財務報告について（コミュニティスポーツ会館・広場）</p> <p>・収支報告を事実に基づき適切に作成すべき</p> <p>平成28年度の「田原地区コミュニティスポーツ広場収支報告」を確認したところ、収支が一円単位で一致することは通常考えられないにも関わらず収入合計と支出合計が一致していた。</p> <p>スポーツ振興課はこの点について指定管理者への説明を求めていなかったとのことであったが、今回改めて確認したところ、指定管理料の範囲内での広場の運営が困難であったため、指定管理者である田原地区自治連合会が事業費の補填を行い、これを収支報告書に記載していなかったとのことであった。</p> <p>収支報告は指定管理者の業務実績を確認するための重要な資料であり、またスポーツ振興課が収支報告の異常な点を看過しており、指定管理者の業務実績の把握が十分なのか疑問である。また、仮に施設を指定管理料の範囲内で運営することが困難なのであれば、指定管理料の増額もしくは市と地域の自治連合会等の間での業務の仕様内容及び費用分担の在り方を検討する契機であるとも考えられる。</p> <p>スポーツ振興課は、指定管理者が事実に基づき収支報告書を作成するよう、適切な指導を行うべきである。また、指定管理者の業務実施状況を適切に把握し、今後のコミュニティスポーツ広場の運営を指導すべきである。</p>	スポーツ振興課	措置済	<p>指定管理者の平成30年度収支報告書から、不明な点についてその都度説明を求めることにより、業務実施状況を適切に把握しています。</p>	令和3年4月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「結果」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
114	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【18】なら100年会館駐車場</p> <p>(1) 指定管理者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算書を事実に基づき適切に作成すべき <p>指定管理者から提出される決算書が予算書と全く同じ費目・金額で作成されていた点は、平成25年度の包括外部監査でも意見として指摘されている（下記参照）。しかし、平成29年度まで、予算書と同じ金額で決算書が作成されていた。（中略）</p> <p>この理由について市は、本仕様書には指定管理料に余剰が生じた場合には精算する旨の条項が入っていないため、予算書と決算書を同じ金額で作成していたとのことだった。また、指定管理者からの予算書及び決算書には、指定管理者の本部費（間接人件費、間接経費など）が計上されていない。そのため、指定管理者は、収受した指定管理料と実費額の差額を間接経費に充当しているとのことだった。</p> <p>しかし、上述の理由は予算書と決算書が同額であってよい理由にはならない。実際に発生した費用の内容及び金額が適切に決算書に記載されない場合、市は指定管理料の用途及び金額の妥当性を判断できない。</p> <p>市が決算書を入手する意義は、指定管理業務を適切に行うためにどれくらいの費用が発生するか正確に把握するためであり、かつ、将来の指定管理料の見直しに用いるためである。この意義を達成するためには、決算書の収支が実額で記載されなければならない。そのうえで、市は、指定管理者が無駄を削減し合理的な業務を行ってもなお指定管理料が足りないと判断される場合には、指定管理料の増額を検討する必要がある、逆の場合には減額を検討する必要がある。</p> <p>市は、指定管理者に決算報告書を事実に基づいた金額で作成するように指導すべきである。</p>	文化振興課	措置済	指定管理者に決算報告書を事実に基づいた金額で作成するように指示し、令和元年度の決算報告書より適切に作成されました。	令和2年3月31日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「結果」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
117	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見 【19】 JR 奈良駅第1駐車場、JR 奈良駅第2駐車場 (1) 指定管理者について ・決算書を事実に基づき適切に作成すべき 第4【18】なら100年会館駐車場と同様の結果である。決算書が予算書と全く同じ費目・金額で作成されていた点は、平成25年度の包括外部監査でも意見として指摘されている（下記参照）。しかし、平成29年度まで、予算書と同じ金額で決算書が作成されていた。（中略） この理由について市は、本仕様書には指定管理料に余剰が生じた場合には精算する旨の条項が入っていないため、予算書と決算書を同じ金額で作成していたとのことだった。また、指定管理者からの予算書及び決算書には、指定管理者の本部費（間接人件費、間接経費など）が計上されていない。そのため、指定管理者は、収受した指定管理料と実費額の差額を間接経費に充当しているとのことだった。 しかし、上述の理由は予算書と決算書が同額であってよい理由にはならない。実際に発生した費用の内容及び金額が適切に決算書に記載されない場合、市は指定管理料の使途及び金額の妥当性を判断できない。 市が決算書を入手する意義は、指定管理業務を行うためにどれだけの費用が発生するか正確に把握するためであり、かつ、将来の指定管理料の見直しに用いるためである。この意義を達成するためには、決算書の収支が実額で記載されなければならない。そのうえで、市は、指定管理者が無駄を削減し合理的な業務を行ってもなお指定管理料が足りないと判断される場合には、指定管理料の増額を検討する必要があり、逆の場合には減額を検討する必要がある。 市は、指定管理者に決算報告書を事実に基づいた金額で作成するように指導すべきである。</p>	土木管理課	措置しない (措置対象の 不存在)	<p>当該駐車場については、平成31年4月1日から公募により選定された日本パーキング株式会社が指定管理者となり駐車場の運営を行っています。 当該駐車場については、平成31年度から方針の変更により駐車料金の取扱いを利用料金制とし、全て利用料金で運営することとなったため、指定管理料は発生していません。指摘のあった指定管理料の使途及び金額の妥当性の判断について市としては行わず、収支に関しては指定管理者の裁量となりました。</p>	令和元年9月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「結果」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
120	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【20】西部会館駐車場 (1) 指定管理者について ・決算書を事実に基づき適切に作成すべき 第4【18】なら100年会館駐車場と同様の結果である。 決算書が予算書と全く同じ費目・金額で作成されていた点は、平成25年度の包括外部監査でも意見として指摘されている（下記参照）。しかし、平成29年度まで、予算書と同じ金額で決算書が作成されていた。（中略） この理由について市は、本仕様書には指定管理料に余剰が生じた場合には精算する旨の条項が入っていないため、予算書と決算書と同じ金額で作成していたとのことだった。また、指定管理者からの予算書及び決算書には、指定管理者の本部費（間接人件費、間接経費など）が計上されていない。そのため、指定管理者は、収受した指定管理料と実費額の差額を間接経費に充当しているとのことだった。 しかし、上述の理由は予算書と決算書が同額であってよい理由にはならない。実際に発生した費用の内容及び金額が適切に決算書に記載されない場合、市は指定管理料の使途及び金額の妥当性を判断できない。 市が決算書を入手する意義は、指定管理業務を行うためにどれだけの費用が発生するか正確に把握するためであり、かつ、将来の指定管理料の見直しに用いるためである。この意義を達成するためには、決算書の収支が実額で記載されなければならない。そのうえで、市は、指定管理者が無駄を削減し合理的な業務を行ってもなお指定管理料が足りないと判断される場合には、指定管理料の増額を検討する必要がある。逆の場合には減額を検討する必要がある。 市は、指定管理者に決算報告書を事実に基づいた金額で作成するように指導すべきである。</p>	西部出張所総務課	措置済	決算報告書を事実に基づいた金額で作成するよう指定管理者に指導し、平成30年度報告書から改善しました。	令和元年9月1日現在
129	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【23】自転車駐車場 ・決算書を事実に基づき適切に作成すべき 平成28年度及び平成29年度の「奈良市自転車駐車場収支報告」を確認したところ、収支が一円単位で一致することは通常考えられないにも関わらず収入合計と支出合計が一致していた。 交通政策課はこの点について指定管理者への説明を求めていなかったとのことであったが、今回改めて確認したところ、指定管理者には歳入と歳出を一致させるものとする誤った認識があり、歳入と歳出の差額で利益が発生した場合にはこれを奈良市自転車駐車場指定管理担当の本社人件費の一部に充て、損失が発生した場合には損失額を諸経費として支出加えるというかたちで、調整しているとの説明を受けた。 収支報告は指定管理者の経営状況を確認するための重要な資料である。しかし、交通政策課が収支報告を十分に点検せずに、異常な点を看過しており、指定管理者から事実と異なる収支報告がなされている。指定管理者は指定管理業務から損失または利益が生じており、これを考慮しなければ、翌年度以降の指定管理料の積算検討に際しても指定管理料の減額もしくは増額に関する検討が適切に行えない可能性がある。 交通政策課は、指定管理者が事実に基づき収支報告書を作成するよう、適切な指導を行うべきである。また、指定管理者の業務実績を適切に把握し、翌年度以降の適正な指定管理料の検討に役立てるべきである。</p>	環境政策課	措置済	指定管理者の収支報告書については、事実に基づき作成するよう指導し、その後提出のあった平成30年度収支報告書から収支報告実績の把握を行いました。	令和元年9月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「結果」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
139	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【26】 ロマントピア月ヶ瀬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく利用料金を徴収すべき <p>利用料金については、奈良市農林業体験実習館条例第6条にて、「利用料金は、別表2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする」との記載があり条例に基づき適切に設定される必要がある。</p> <p>本件では奈良晒文化保存会の奈良晒保存館の利用料金について、条例の別表2に記載されているものではなく、また市長の承認を得ていない。また本件の場合、利用料金は指定管理者と利用者の協議により決定されており、協議記録及び契約書等はない。このような条例や契約等に基づかない料金の徴収は、事後的な検証が不可能であり、不平等の温床となるおそれがある。</p> <p>条例に基づき適切な料金を設定し、利用料金を徴収するよう改めるとともに、本件のような事象が発生しないよう所管課は指定管理者のモニタリングを適切に実施する必要がある。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置しない (措置対象の 不存在)	平成31年度より施設利用料金を徴収していた奈良晒保存会は、指定管理者であるロマントピア月ヶ瀬管理運営組合に組み込まれました。ロマントピア管理運営組合が指定管理事業で奈良晒保存館を利用するため施設使用料等は発生しません。	令和元年9月1日現在